

## 建築保全業務共通仕様書 令和5年版

令和5年3月30日 国営保第27号  
改定 令和5年8月8日 国営保第9号  
改定 令和5年11月8日 国営保第13号

この共通仕様書は、各省各庁の施設管理者が官庁施設の保全を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省のホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール（<http://www.mlit.go.jp/link.html>）をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

## 第2章 施設等の利用・作業用仮設物等

### 第1節 建物内施設等の利用

#### 2.1.1 居室等の利用

- (a) ~~供用室（常駐業務室、控室、倉庫等）及び共用物（什器、ロッカー等）の供用について~~  
特記による。
- (b) ~~供用室及び共用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。~~

#### 2.1.2 共用施設の利用

- (a) 建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。
- (b) 建物内の浴室、シャワー室、休憩室等は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使  
用することができる。

#### 2.1.3 駐車場の利用

施設の駐車場の利用の可否については、特記による。

### 第2節 作業用仮設物及び持込み資機材等

#### 2.2.1 作業用足場等

- (a) ~~点検に使用する脚立等は受注者の負担による。ただし、高所作業に必要な足場等（作業  
床高さ2m以上）は、特記による。~~
- (b) ~~足場等は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、「建設工事公衆災害防止対策要  
綱（建築工事等編）」（令和元年国土交通省告示第496号）、その他関係法令等に適合する  
材料及び構造のものとする。~~

#### 2.2.2 持込み資機材

非常駐の業務にあっては、受注者の持込み資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。  
ただし、業務が複数日にわたる場合であって、施設管理担当者の承諾を受けた場合には残置  
することができる。

なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。

#### 2.2.3 危険物等の取扱い

~~業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。~~

## 第2編 定期点検等及び保守

### 第1章 一般事項

#### 第1節 一般事項

##### 1.1.1 適用

本編は、第1編と併せ、建築物等の定期点検、臨時点検、保守等に関する業務に適用する。

##### 1.1.2 点検の範囲

- (a) 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は、特記による。
- (b) 特記した対象部分について本編各章に示す点検を実施し、その結果を報告する。また、特記した対象部分以外について異常を発見した場合には、その旨を施設管理担当者に報告する。
- (c) 特記した対象部分に、本編各章の作業項目又は作業内容の対象となる部分がない場合は、当該作業項目又は作業内容に係る点検を実施することを要さない。
- (d) 本編各章の点検周期が2種類ある場合の適用は、特記による。適用は本編各章の作業項目及び作業内容を示す各表単位で行う。  
なお、特記がない場合は「周期I」による。  
点検周期は次より選択されているものとし、受注者はそれを踏まえて点検を適切に行うものとする。
  - (1) 周期I：標準的な点検周期
  - (2) 周期II：対象部分ごとに重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が高まるなどを許容できる場合に適用する頻度を軽減した点検周期
- (e) 点検周期が1年を超える場合の点検の実施は、特記による。

##### 1.1.3 保守の範囲

定期点検、臨時点検又は12条点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
  - ① 潤滑油、グリス、充填油等
  - ② ランプ類、ヒューズ類
  - ③ パッキン、ガスケット、Oリング類
  - ④ 精製水

- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗装（タッチペイント）
- (8) その他特記で定めた事項

#### 1.1.4 点検及び保守等の実施

- (a) 本編各章に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて、保守その他の措置を講ずる。
- (b) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- (c) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (d) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

#### 1.1.5 周期の表記

点検、確認等の周期の表記は、次による。

- (1) 「1 D」は、1日ごとに行うものとする。
- (2) 「1 W」は、1週ごとに行うものとする。
- (3) 「2 W」は、2週ごとに行うものとする。
- (4) 「1 M」は、1月ごとに行うものとする。
- (5) 「2 M」は、2月ごとに行うものとする。
- (6) 「3 M」は、3月ごとに行うものとする。
- (7) 「4 M」は、4月ごとに行うものとする。
- (8) 「6 M」は、6月ごとに行うものとする。
- (9) 「1 Y」は、1年ごとに行うものとする。
- (10) 「3 Y」は、3年ごとに行うものとする。
- (11) 「5 Y」は、5年ごとに行うものとする。
- (12) 「6 Y」は、6年ごとに行うものとする。
- (13) 「10 Y」は、10年ごとに行うものとする。

#### 1.1.6 支給材料

保守に用いる次の消耗品、附属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

- (1) ランプ類
- (2) ヒューズ類
- (3) 発電機・原動機用の潤滑油及び燃料

### 1.1.7 応急措置等

- (a) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (b) 落下、飛散等のおそれがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (c) 応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

### 1.1.8 点検の省略

- (a) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、法定点検や特記がある場合はこの限りでない。
  - (1) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
  - (2) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
  - (3) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
  - (4) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
  - (5) 足場のない給気又は排気のための塔
  - (6) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの
- (b) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

### 1.1.9 点検及び保守に伴う注意事項

- (a) 点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (b) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (c) 点検に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ 2 m以上）は、特記による。

## 第2節 法定点検等

### 1.2.1 関係法令（建築基準法及び官公法を除く。）に基づく法定点検の実施

- (a) 関係法令に基づく法定点検は、本編各章の定めにより適切に実施する。また、本編各章の定めがない場合は、特記による。

## 第3章 電気設備

### 第1節 一般事項

#### 3.1.1 適用

本章は、建築物等の電気設備の点検・保守に関する業務に適用する。

#### 3.1.2 点検時の電源状況

高圧（特別高圧を含む）及び低圧電源に係る点検は、原則として停電状態で行う。

#### 3.1.3 保安規程の遵守

保安規程により定められている作業項目、作業内容及び周期は、共通仕様書に優先する。

保安規程により定められていない事項は、共通仕様書による。

#### 3.1.4 絶縁抵抗測定

(a) 主回路の絶縁抵抗は、原則として線間及び対地間の測定を行う。ただし、負荷が接続されているなどの理由で線間の測定が困難な場合は、線間の測定を省略してもよい。

なお、主回路とは、照明器具、電動機等の低圧機器及び変圧器、高圧電動機等の高圧機器に電気を供給する回路のことをいう。

(b) 絶縁抵抗測定は、原則として、JIS C 1302「絶縁抵抗計」によるもので測定するものとし、絶縁抵抗計の定格測定電圧は表3.1.1による。

なお、定格測定電圧が5,000VのものはJIS規格外品のため、使用する場合は、事前に電気主任技術者の承諾を受ける。

表3.1.1 絶縁抵抗計の定格測定電圧

使用電圧		定格測定電圧(V)
低圧 回路	100V級	100又は125
	200V級	250
	400V級	500
高圧回路		1,000又は5,000

(c) 絶縁抵抗は、原則として遮断器や開閉器などで区分される測定可能な回路単位で測定する。ただし、一括測定の結果、電路の絶縁抵抗が良であれば、測定可能な回路単位の測定を省略してもよい。

なお、第2節以降で測定回路が明示されている場合、第2節以降の内容が優先する。

(d) 主回路にSPDが接続されている場合、原則として、これを除外して測定する。ただし、事前に施設管理担当者又は電気主任技術者の承諾を得た場合は、除外しなくてもよい。

(e) 制御回路（主回路以外の回路）の絶縁抵抗は、原則として測定する。ただし、制御回路に接続されている機器（電子部品等）に損傷を与えるおそれがある場合を除く。

なお、測定は、主回路の測定に併せて一括測定としてもよい。

### 3.1.5 接地抵抗測定

- (a) 接地抵抗測定は、原則として、接地抵抗計を用いて3極法で行う。ただし、分電盤や機器等のD種接地工事の抵抗測定は、補助接地極が容易に設けられない場合、簡易測定法(2極法)で行ってもよい。
- (b) 接地幹線等の接地抵抗を測定している場合、盤類、機器類等の接地線が接地幹線等に接続されているときは、電気的、機械的に確実に接続されていることを確認することとし、接地抵抗測定を省略してもよい。
- (c) 接地極が構造体利用とした接地、環状接地、網状接地又は基礎接地の場合で、接地抵抗測定を行う場合は特記による。

## 第2節 電灯・動力設備

### 3.2.1 照明器具

~~照明器具の作業項目及び作業内容は、表3.2.1による。~~

~~なお、部品点検の実施は抜き取り点検とし、実施台数は特記による。~~

表3.2.1 照明器具

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 本体等	① 反射板、枠の汚損、損傷、さび及び変色の有無 並びに本体の取付け状況の点検 ② ルーバー、照明カバー及び発光面の汚損、破損、 変色等の有無の点検 ③ 光源の異常なちらつき等の有無の点検 ④ 防火戸等の閉鎖の障害となる照明器具の有無 の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	[12条点検]
2. 部品 (LED 灯)	① 点灯時の異常音の有無の点検 ② 制御装置の変形、変色及びさびの有無の点検  変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等の有 無の点検  変色、ひび割れ等の有無の点検	1 Y 1 Y  1 Y  1 Y	• 光源(モジュール等)の交換ができる。 内部の点検ができるものに限る。 • 抜取作業とし、台数は特記による。
3. 部品 (蛍光灯 及びHID 灯)	① 点灯時の異常音の有無の点検 ② 安定器の変形、変色及びさびの有無の点検 変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等の有 無の点検 コンデンサケースの変形、ふくらみ及び漏油の 有無の点検 変色、異臭等の有無の点検 変色、ひび割れ等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	• 抜取作業とし、台数は特記による。
a. 制御装置 (電源ユニット等)			
b. コネクタ・ソケット等			
c. リード線			
a. 安定器			
b. ソケット			
c. 進相コンデンサー			
d. 端子台			
e. リード線			

### 3.2.2 分電盤・開閉器箱・照明制御盤

分電盤・開閉器箱・照明制御盤の作業項目及び作業内容は、表 3.2.2 による。

表 3.2.2 分電盤・開閉器箱・照明制御盤

作業項目	作業内容	周期	備考
1. キャビネット			
a. 屋内用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	1 Y 1 Y	
b. 屋外用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検 ③ 防水パッキンの劣化状況及びさびの有無の点検 ④ 盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
2. 導電部			
a. 母線・分岐導体・盤内配線 支持物等	① 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検 ② 异常音、異臭及び変色の有無の点検 ③ 導電接続部の緩みの有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
b. 端子台	破損、損傷、緩み、変色及び異臭の有無の点検	1 Y	
3. 機器 (遮断器・継電器・電磁接触器・タイマー・リモコン・変圧器・低圧用 SPD 等)	① テストボタン(漏電遮断器)による動作の確認 ② 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検 ③ 低圧用 SPD が設けられている場合、SPD の変色、損傷、表示の確認及び SPD 分離器の表示の確認。ただし、SPD 分離器に表示機能がないものにあっては分離機の導通の確認	1 Y 1 Y 1 Y	・ SPD とは、雷サージから電子機器等を保護するための装置のうち、低圧(交流で 600V 以下)系に使用されるもののことという。
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 による。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.5 による。

### 3.2.3 耐熱形分電盤

耐熱形分電盤の作業項目及び作業内容は、表 3.2.3 による。

表 3.2.3 耐熱形分電盤

作業項目	作業内容	周期	備考
1. キャビネット			
a. 屋内用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検 ③ 断熱充填物(不燃耐熱シール材)の欠損及び割れの有無の点検 ④ 断熱ボックスに割れ等がないことの確認	6 M 6 M 6 M 6 M	・ 耐熱形分電盤(一種)に限る。
b. 屋外用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検 ③ 防水パッキンの劣化状況及びさびの有無の点検 ④ 盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無の点検	6 M 6 M 6 M 6 M	

	点検 ⑤ 断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無の点検	6 M	
2. 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等 b. 端子台	① 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検 ② 异常音、異臭及び変色の有無の点検 ③ 導電接続部の緩みの有無の点検 破損、損傷、緩み、変色及び異臭の有無の点検	6 M 6 M 6 M 6 M	
3. 機器 (遮断器・継電器・電磁接触器・タイマー・リモコン・変圧器・低圧用 SPD 等)	① 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検 ② 点検時を除き非常用ブレーカーが QN (入) になっていることの確認 ③ 低圧用 SPD が設けられている場合、SPD の変色、損傷、表示の確認及び SPD 分離器の表示の確認。ただし、SPD 分離器に表示機能がないものにあっては分離器の導通の確認。	6 M 6 M 6 M	
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 による。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.5 による。

### 3.2.4 制御盤

制御盤の作業項目及び作業内容は、表 3.2.4 による。

表 3.2.4 制御盤

作業項目	作業内容	周期	備考
1. キャビネット	3.2.2 「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。 なお、換気口又は換気装置にフィルターがある場合は、目詰まりの有無の点検	1 Y	
2. 導電部	3.2.2 「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。	1 Y	
3. 機器・制御回路 a. 遮断器・電磁接触器・継電器・端子台・制御スイッチ・計器・変流器・インバータ・表示灯・進相コンデンサ・ヒューズ類・低圧用 SPD	① テストボタン（漏電遮断器）による動作確認 ② 异常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検 ③ 機器の取付け状態の良否の確認 ④ 単位装置ごとに試験運転を行い運転電流の確認 ⑤ 換気扇の回転状態及び異常音の有無の点検。また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無の点検 ⑥ 液面電極、レベルスイッチ等の状態 ⑦ インバータ用冷却ファンの作動状態 ⑧ 低圧用 SPD が設けられている場合、SPD の変色、損傷、表示の確認及び SPD 分離器の表示の確認。ただし、SPD 分離器に表示機能がないものにあっては分離器の導通の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	

b. 制御回路	① 自動、連動運転等のシステム運転の確認 ② 警報装置の動作確認 ③ 液面継電器の動作確認 ④ インバータの単体運転にて、相間出力電圧及び出力電流のバランス確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
4. 絶縁抵抗	主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 による。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.5 による。

### 3.2.5 電気自動車用充電装置

電気自動車用普通充電装置・急速充電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.2.5 による。

表 3.2.5 電気自動車用普通充電装置・急速充電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. キャビネット	3.2.2 「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。 なお、フィルターがある場合は、目詰まりの有無の点検	1 Y	
2. 導電部	3.2.2 「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。	1 Y	
3. 機器・制御回路	① テストボタン（漏電遮断器）による動作確認 ② 异常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検 ③ 機器の取付け状態の良否の確認 ④ 換気扇の回転状態及び異常音の有無の点検。 また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
a. 遮断器・電磁接触器・継電器・端子台・制御スイッチ・計器・変流器・表示灯・ヒューズ類			
b. 制御回路	警報装置の動作確認	1 Y	
4. 絶縁抵抗	主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 による。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.5 による。

### 3.2.6 幹線

幹線の作業項目及び作業内容は、表 3.2.6 による。

表 3.2.6 幹線

作業項目	作業内容	周期	備考
1. ケーブル等の配線	① ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無の点検 ② 端子部及び分岐接続部の緩み等の有無の点検 ③ ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無の点検 ④ 垂直幹線の最上部の支持状態の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
2. バスダクト	① 接続部の外面が異常な温度となっていないことの確認 ② 接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無の点検	1 Y 1 Y	

3. ケーブルラック・配管	① ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無の点検 ② 取付け状況（支持ボルトの緩み等）の確認	1 Y 1 Y	
4. 防火区画貫通処理部	亀裂、欠落等の有無の点検	1 Y	
5. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3. 1. 4 による。

### 第3節 受変電設備

#### 3. 3. 1 配電盤等（内部機器を除く）

(a) 配電盤等（内部機器を除く）の作業項目及び作業内容は、表 3. 3. 1 による。

表 3. 3. 1 配電盤等（内部機器を除く）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 電気室	① 小動物が侵入するおそれのある開口部の有無の点検 ② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認 ③ 室内温度及び湿度の測定を行い、その良否の確認 ④ 室内整理状況の良否の確認 ⑤ 点検及び操作上必要な照度が確保されているかの確認 ⑥ 保守点検に必要な通路が確保されているかの確認 ⑦ 電気室の用途以外に使用されていないかの確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
2. 配電盤			
a. 盤外観	① 配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無の点検 ② 盤内への漏水又は痕跡及び小動物が侵入するおそれのある開口部の有無の点検 ③ 点検扉の開閉の良否及び施錠の有無の点検 ④ 開放形の場合は、パイプフレーム等の据付け状況の良否及び締付けボルトの緩みの有無の点検 ⑤ 操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取付け状況の良否の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
b. 開放形母線・閉鎖形盤内部 (各機器を除く)	① 内部の床上、機器仕切板等の清掃 ② 母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、さび、変形、汚損、変色等の有無の点検 ③ 機器の取付け及び配線接続状況の良否の確認 ④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検 ⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検 ⑥ 配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無の点検 ⑦ 盤内照明の点灯及び換気扇の作動の良否の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	

3. 外部配線	3. 2. 6 「幹線」の当該事項による。	1 Y	・外部配線とは、配電盤から分電盤、制御盤等へ電気を供給する幹線の電気室内の配線をいう。
a. ケーブル等の配線	3. 2. 6 「幹線」の当該事項による。	1 Y	
b. バスダクト	3. 2. 6 「幹線」の当該事項による。	1 Y	
c. ケーブルラック・配管	3. 2. 6 「幹線」の当該事項による。	1 Y	
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3. 1. 4 による。
5. 接地抵抗	接地端子盤等において各種接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3. 1. 5 による。

### 3. 3. 2 変圧器

(a) 本項は、モールド変圧器、油入変圧器及び特別高圧ガス入変圧器に適用する。

(b) 変圧器の作業項目及び作業内容は、表 3. 3. 2 による。

表 3. 3. 2 変圧器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. モールド変圧器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異常音等の有無の点検	1 Y	・3. 1. 4 による。
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認。また、防振装置を有するものは、その劣化の有無の点検	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）の有無の点検及び指示値の良否の確認	1 Y	
	⑤ タップ切換器の破損、変色等の有無の点検	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
	⑦ 冷却ファン付きの場合は、外観及び作動の良否の点検	1 Y	
2. 油入変圧器	① 1. 「モールド変圧器」の①から⑦までによるほか、次による。	1 Y	・油中ガス分析、油中水分測定は、特別高圧変圧器に適用し、高圧変圧器には適用しない。
	② 油面計により、油量の良否の確認	1 Y	
	③ 放圧装置の外面の汚れ、損傷等の有無の点検	1 Y	
	④ 油劣化防止装置（吸湿呼吸器、コンサベータ等）の油面計指示値の良否、外面の汚れ、損傷等の有無の点検	1 Y	
	⑤ 絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否の確認。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸価度試験 ・油中ガス分析 ・油中水分測定	3 Y	
	⑥ 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無の点検	6 Y	
	⑦ 1. 「モールド変圧器」の①から⑦までによるほか、次による。	1 Y	
3. 特別高圧ガス変圧器			・特別高圧変圧器に適用し、高圧変圧器には適用しない。

② ガス配管及び安全弁の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無の点検	1 Y
③ 圧力計の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無の点検	1 Y
④ ガス強制循環式のものは、ガス送風機の異常音の有無の点検	1 Y
⑤ 密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作又は復帰の良否の確認	1 Y
⑥ ガス送風機軸受けの潤滑油を点検し、補給。また、振動に異常が無いことの確認	3 Y
⑦ ガスの成分測定を実施し、規定値にあることの確認	3 Y
⑧ 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無の点検	6 Y

### 3.3.3 交流遮断器

(a) 本項は、真空遮断器、油遮断器及び特別高圧ガス遮断器に適用する。

(b) 交流遮断器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.3 による。

表 3.3.3 交流遮断器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 真空遮断器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検 ② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認。また、引出形にあっては、出入り操作の円滑性及び導体接触部の良否の確認 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検 ④ 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否。また、動作回数の確認 ⑤ 制御回路の断線、端子接続部の緩み等の有無の点検 ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ⑦ 開閉特性試験により次の測定又は試験を行い、良否の確認 ・閉極時間、開極時間及び三相不揃い時間 ・最低動作電圧 ・引外し自由動作 ・インターロック試験 ⑧ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスの注油 ⑨ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検 ⑩ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否の確認 ⑪ 各機構部のギャップ及び接点ワイヤ長を測定し、良否の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 6 Y 3 Y 1 Y 6 Y 6 Y	• 3.1.4 による。
2. 油遮断器	① 1. 「真空遮断器」の①から⑧までによるほか、次による。 ② 油量が適切であることの確認 ③ 絶縁油について次の試験を行い、その良否の確	1 Y, 3 Y, 6 Y 1 Y 6 Y	

3. 特別高圧ガス遮断器	認 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸価度試験 ④ 内部消弧室、接触子等の異常の有無の点検	6 Y	
	3. 3. 13 「特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（G I S・C-G I S）」による。	1 Y, 6 Y	

### 3. 3. 4 断路器

断路器の作業項目及び作業内容は、表 3. 3. 4 による。

表 3. 3. 4 断路器

作業項目	作業内容	周期	備考
断路器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検 ② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検 ④ 接触部の損耗、荒れ等の有無の点検 ⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認 ⑥ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検 ⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	• 3. 1. 4 による。

### 3. 3. 5 計器用変圧器・変流器

計器用変圧器・変流器の作業項目及び作業内容は、表 3. 3. 5 による。

表 3. 3. 5 計器用変圧器・変流器

作業項目	作業内容	周期	備考
計器用変圧器・変流器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検 ② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検 ④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検 ⑤ 電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無の点検 ⑥ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点検。また、予備ヒューズの確認 ⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	• 3. 1. 4 による。

### 3. 3. 6 避雷器

避雷器の作業項目及び作業内容は、表 3. 3. 6 による。

なお、避雷器が閉鎖形気中開閉器（P A S）に内蔵されている場合は、⑤のみを適用する。

表 3. 3. 6 避雷器

作業項目	作業内容	周期	備考
避雷器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異常音等の有無の点検	1 Y	

② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検 ④ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ⑤ ギャップレス避雷器の場合、漏れ電流測定を行い、その良否の確認	1 Y 1 Y 1 Y 3 Y	• 3.1.4による。
---	--------------------------	-------------

### 3.3.7 高圧負荷開閉器

(a) 本項は、電気室及び構内に設置されている閉鎖形気中開閉器、地中線用開閉器、開放形気中開閉器及び真空開閉器に適用する。

(b) 高圧負荷開閉器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.7による。

表 3.3.7 高圧負荷開閉器

作業項目	作業内容	周期	備考
1.閉鎖形気中開閉器(PAS)	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	・架空引込用(PAS)以外のものにも適用する。
	② 本体の取付け状態及び配線接続状況の良否の確認。また、引出形は、出し入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否の点検	1 Y	・地絡保護装置の作業項目は3.3.11指示計器・保護継電器による。
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	・3.1.4による。
	④ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4による。
	⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認	1 Y	・3.1.4による。
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
2.地中線用開閉器(UAS、UGS)	① 1.「閉鎖形気中開閉器」による。	1 Y	・地絡保護装置の作業項目は3.3.11指示計器・保護継電器による。
	② ガス開閉器にあっては、減圧ロック装置が作動していないことの確認	1 Y	
3.開放形気中開閉器(LBS)	① 1.「閉鎖形気中開閉器」によるほか、次による。 ② 接触部の損耗、荒れ等の有無の点検	1 Y 1 Y	
	③ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点検。また、予備ヒューズの確認	1 Y	
	④ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検	1 Y	
	① 1.「閉鎖形気中開閉器」によるほか、次による。 ② 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスの注油	1 Y 3 Y	
4.真空開閉器	③ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検	1 Y	
	④ 真空バルブに規定電圧を加え、真密度の良否の確認	6 Y	
	⑤ 各機構部のギャップ及び接点ワイヤ長を測定し、良否の確認	6 Y	

### 3.3.8 高圧カットアウト

高圧カットアウトの作業項目及び作業内容は、表 3.3.8による。

表 3.3.8 高圧カットアウト

作業項目	作業内容	周期	備考
高圧カットアウト	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検 ② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認 ③ 接触部の損耗、荒れ等の有無の点検 ④ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認 ⑤ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点検。また、予備ヒューズの確認 ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	• 3.1.4 による。

## 3.3.9 高圧電磁接触器

高圧電磁接触器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.9 による。

表 3.3.9 高圧電磁接触器

作業項目	作業内容	周期	備考
高圧電磁接触器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検 ② 本体の取付け状態及び配線接続状況の良否の点検。また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否の確認 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検 ④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検 ⑤ 接触器の開閉動作及び開閉表示の良否の確認 ⑥ 油入形の場合は、油面計により油量が適正であることの確認 ⑦ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取り除き、適量のグリスの注油 ⑧ 内部消弧室、接触子等の異常の有無の点検 ⑨ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検 ⑩ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否の確認 ⑪ 各機構部のギャップ及び接点ワイヤ長を測定し、良否の確認 ⑫ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 3 Y 3 Y 1 Y 6 Y 6 Y 1 Y	• 真空バルブがある場合に限る。 • 真空バルブがある場合に限る。 • 真空バルブがある場合に限る。 • 3.1.4 による。

## 3.3.10 力率改善装置

力率改善装置の作業項目及び作業内容は、表 3.3.10 による。

表 3.3.10 力率改善装置

作業項目	作業内容	周期	備考
力率改善装置 (進相コンデンサ、直列リアクトル)	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検 ② コンデンサケースの膨れの有無の点検 ③ 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y 1 Y 1 Y	

④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
⑤ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4による。

### 3.3.11 指示計器・保護継電器

指示計器・保護継電器の作業項目及び作業内容は、表3.3.11による。

なお、本項は、受電点の地絡保護装置（継電装置）にも適用する。

表3.3.11 指示計器・保護継電器

作業項目	作業内容	周期	備考
指示計器・保護継電器（熱動形保護継電器を含む。）	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検 ② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検 ④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検 ⑤ 各指示計器の零点調整を行い、正常に機能していることの確認 ⑥ 保護継電器の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認 ⑦ シーケンス試験（インターロック試験及び保護連動試験）の実施 ⑧ 保護継電器の動作特性試験の実施 ただし、熱動形保護継電器はテストボタンによる動作確認とする。	1 Y	

### 3.3.12 低圧開閉器類

低圧開閉器類の作業項目及び作業内容は、表3.3.12による。

表3.3.12 低圧開閉器類

作業項目	作業内容	周期	備考
低圧開閉器類（配線用遮断器・漏電遮断器・電磁接触器・低圧用S P D等）	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検 ② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検 ④ 開閉器の開閉動作及びテストボタン（漏電遮断器のみ）による動作の良否の確認 ⑤ 配線用遮断器等の用途名称が正しいことの確認 ⑥ 低圧用S P Dが設けられている場合、S P Dの変色、損傷、表示の確認及びS P D分離器の表示の確認。ただし、S P D分離器に表示機能がないものにあっては分離器の導通の確認	1 Y	

### 3.3.13 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (G I S・C—G I S)

特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ(G I S・C—G I S)の作業項目及び作業内容は、表 3.3.13 による。

表 3.3.13 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (G I S・C—G I S)

作業項目	作業内容	周期	備考
特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (G I S・C—G I S)	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検 ② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認 ③ 引込ケーブル等の端子部及びブッシングの汚損並びにき裂の有無の点検 ④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検 ⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検 ⑥ 開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い、その作動の良否の確認 ⑦ 密度スイッチ(圧力スイッチ)の動作復帰の確認 ⑧ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ⑨ ガスの成分測定を実施し、規定値にあることの確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 6 Y	• 3.1.4 による。

### 3.3.14 その他特別高圧関連機器

その他特別高圧関連機器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.14 による。

表 3.3.14 その他特別高圧関連機器

作業項目	作業内容	周期	備考
充電判定装置	端子接続状況及び作動の良否の点検	1 Y	

### 3.3.15 非常予備電源（自家発電設備）との切換試験

(a) 商用電源と非常予備電源（自家発電設備）との切替試験の作業項目、作業内容は表 3.3.15 による。

(b) 切替回路が分電盤等に組み込まれている場合、この切替回路の停電試験、復電試験も行う。

(c) 自家発電設備の実負荷運転を行う場合に適用することとし、特記による。

表 3.3.15 非常電源（自家発電設備）との切換試験

作業項目	作業内容	備考
1. 停電試験	① 商用電源が停電後、所定の手順に従い所定の時間内に非常用電源（自家発電設備）から所定の負荷に電気が供給されることの確認	(12 条点検) • 実負荷運転する場合の接続する負荷は、特記による。 • 自家発電設備が消防法の非常電源又は建築基準法の予備電源等に該当する場合、40 秒以内（10 秒起動の場合は、10 秒以内）で切り替わること。

	<p>② 火災信号（屋内消火栓設備の起動信号等を含む。）を受けた場合、防災負荷を含む所定の負荷にのみ電気が供給され、それ以外の負荷に電力が供給されないことの確認</p> <p>③ 自家発電設備から電力を供給するまでの間、直流電源設備から電力を供給するものにあっては、自家発電設備の電圧確立後、自動的に直流電源設備から自家発電設備に切り替わり、負荷への電力の供給が途絶えないことの確認</p>
2. 復電試験	<p>商用電源復電後、非常用電源（自家発電設備）から商用電源に正常に切り替わることを確認する。</p>

#### 第4節 自家発電設備

##### 3.4.1 自家発電装置

- (a) 本節は、商用電源途絶時に、防災用負荷、保安用負荷、業務用上停電が許されない負荷等への電力を供給する非常用予備のディーゼルエンジン発電装置、ガスエンジン発電装置、ガスタービン発電装置に適用する。
- (b) 12条点検のうち予備電源（自家発電装置）の点検及び消防法の非常電源（自家発電設備）の点検は、本項による。
- (c) 自家発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.4.1 による。
- (d) 運転試験は、6 Mは無負荷、1 Y及び6 Yは負荷状態で実施する。
- (e) 次回の定期点検及び保守で、交換が必要となる潤滑油、フィルター等の消耗品及び消耗部品を洗い出し報告する。

表 3.4.1 自家発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 発電機室	<p>① 小動物が侵入するおそれのある開口部の有無の点検</p> <p>② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていないことの確認</p> <p>③ 保守用 I ビーム、チェーンブロック等にさび、取付けボルトの緩みの有無及び作動部の動きが円滑であることの確認</p> <p>④ 照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることの確認</p> <p>⑤ 各設備、各機器、建築物等との保有距離が保たれていることの確認</p> <p>⑥ 点検上、使用上障害となる不要物が置かれてないことの確認</p>	6 M	

	⑦ 廃油その他の可燃物が置かれていないことの確認	6 M	
	⑧ 電気配管、配線、給水管、排気管等の防火区画貫通部のき裂、脱落、損傷等の有無の点検	6 M	[12条点検]
2. 本体基礎部等	① 共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷、ゆるみ等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 防振装置（防振ゴム、ばね及びストッパー）のひび割れ、変形、損傷及びたわみの異常の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 附属機器の取付け状態及び取付けボルトの変形、損傷等の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	④ 原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無。また、たわみ軸継手が使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無の点検	1 Y	
3. 原動機	① 原動機の据付け状況の確認	6 M	[12条点検]
a. ディーゼル機	② 各部の汚損、変形等の有無の点検	6 M	[12条点検]
閑・ガス機関	③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことの確認	6 M	[12条点検]
	④ クランクケース、過給機、燃料噴射ポンプ及び調速機等各系統の潤滑油量が適正で、潤滑油に著しい汚損や変質がないことの確認	6 M	[12条点検] 潤滑油の系統は、機種によって異なる。このため、作業個所の詳細は、取扱説明書等による。
	⑤ 各系統の潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況を、オイル試験紙を用いて点検又は性状分析にて確認	1 Y	
	⑥ 冷却水ヒーター、オイルパンヒーター及びヒーターの回路の断線、過熱等の有無の点検	1 Y	
	⑦ 機関のターニングにより、次の確認を行う。 ・各シリンダーの吸・排気弁の開閉時期及びバルブクリアランスの良否 ・燃料噴射ポンプの吐出開始時期の良否	1 Y	
	⑧ 燃料噴射弁の開弁圧力及び噴霧状態の良否の点検	1 Y	
	⑨ カートリッジ式の燃料フィルター及び潤滑油フィルターの点検は、次による。 ・必要に応じてカートリッジの交換 ・エレメントを分解清掃できる燃料フィルター及び潤滑油フィルターは、分解清掃し、異常がないことの確認	1 Y	・紙フィルターは交換する。
	⑩ 渦流式機関及び予燃焼室式機関は、予熱栓の発熱部の断線、変形等の有無の点検	1 Y	
	⑪ 調速機（リンク系統及び電気系統）装置の作動状況の確認	1 Y	
	⑫ 次の各部にグリス油（製造者の指定品）を給油 ・冷却水ポンプ（電動機付） ・同上（機関付） ・燃料移送ポンプ	6 Y	

4. 発電機	<p>⑤ 必要に応じて、ボアスコープ等により燃焼器内部等の変形、損傷等の有無の点検</p> <p>⑥ カートリッジ式の燃料フィルター及び潤滑油フィルターの点検は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必用に応じてカートリッジの交換</li> <li>・エレメントを分解清掃できる燃料フィルター及び潤滑油フィルターは、分解清掃し、異常がないことの確認</li> </ul> <p>⑦ 潤滑油の性状分析又は交換。潤滑油を交換する場合は、ドレンバルブ等から排出後、新油を給油。 なお、潤滑油（製造者の指定品）の交換箇所は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潤滑油タンク</li> <li>・減速機内部タンク</li> </ul> <p>⑧ 燃焼器内部の分解点検及び清掃部位は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料ノズルの燃料配管</li> <li>・燃焼器ケーシング部のヒートシールド板</li> <li>・アース、ケーブル等</li> <li>・ケーシング及びライナ</li> <li>・点火プラグ及び燃料ノズル</li> <li>・ライナ内外表面の割れ、焼損及びカーボンの付着 なお、分解点検後の組み立ては、次による。</li> <li>・ガスケットの交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・取付けボルトには、必要に応じて焼付防止剤の塗布</li> <li>・ライナ取付け前に、ボアスコープでタービンノズルの点検の実施</li> </ul> </li> </ul> <p>⑨ タービン翼及びタービンノズルの分解点検を次により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライナの取外し状態で、その開口部から目視及びボアスコープにより点検</li> <li>・ノズルのベーン、デフレクタ又はスクロール内壁に局所的な焼損、亀裂等の有無。 なお、異常がある場合は燃料ノズルの緩み、漏れ、摩耗、堆積物の付着及び燃焼器ライナの損傷の有無の点検</li> </ul> <p>⑩ 圧縮機の点検は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボアスコープ等により圧縮機の変形、損傷等の有無の点検</li> <li>・ガスタービンを起動し、回転速度、圧縮機吐出し圧力及び排気温度の記録</li> <li>・日常の運転記録があれば、それらのデータを利用して回転速度、圧力及び温度に変化がないかの確認</li> </ul> <p>⑪ 始動電動機等の点検は、a. 「ディーゼル機関・ガス機関」②による。</p> <p>① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無の点検</p> <p>② 発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無及び乾燥状態の確認</p>	1 Y	・紙フィルターは交換する。
	1 Y		
	6 Y		
	6 Y		
	6 Y		
	6 Y		
	6 Y		
	6 M	[12条点検]	
	6 M		
	6 M		

	<p>③ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無の点検</p> <p>④ 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無の点検</p> <p>⑤ ブラシ付発電機は、ブラシを引出して、表面、側面の摩耗状態及びブラシ抑え圧力が適正値であることの点検。また、ブラシ、ブラシ保持器スリップリング等の清掃の実施 なお、ブラシレス発電機の場合は、回転整流器、サーボアブソーバ等の取付け状態の確認</p> <p>⑥ 軸受のグリス量又は潤滑油量が適正で、潤滑油の場合は、潤滑油に著しい汚損や変質がないことの確認</p> <p>⑦ 潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況を、オイル試験紙を用いて点検又は性状分析にて確認</p>	6 M	[12 条点検]
5. 発電機制御盤類 (発電機盤、自動始動盤、補機盤)			
a. 盤本体・内部配線等	<p>① 盤本体、扉、ちよう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無の点検</p> <p>② 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、ほこりの付着、断線等の有無の点検</p> <p>③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無の点検</p> <p>④ 碁子類、その他支持物の腐食、損傷、変形等の有無の点検</p> <p>⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷の有無の点検</p> <p>⑥ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無の点検</p> <p>⑦ 各表示灯の点検は、次による。 ・点灯状態が正常であることの確認 ・表示が液晶ディスプレイ（LCD）等の場合は、その表示が正常であることの確認</p>	6 M	[12 条点検]
b. 盤内機器	<p>① 自動電圧調整装置（AVR）の変形、損傷、腐食、ほこりの付着、過熱及び接触不良の有無の点検</p> <p>② 交流遮断器は、3.3.3「交流遮断器」の当該事項による。</p> <p>③ 手動断路器は、3.3.4「断路器」の当該事項による。</p> <p>④ 計器用変圧器・変流器は、3.3.5「計器用変圧器・変流器」の当該事項による。</p> <p>⑤ 負荷開閉器は、3.3.7「高圧負荷開閉器」の当該事項による。</p> <p>⑥ 指示計器及び保護繼電器は、3.3.11「指示計器・保護繼電器」の当該事項による。</p> <p>⑦ 配線用遮断器等の開閉器類は、3.3.12「低圧開閉器類」の当該事項による。</p>	6 M	[12 条点検]

c. 制御回路部	<p>① 制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付け状態の良否の確認並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無の点検</p> <p>② 補機盤の点検等は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補機用電源スイッチ(始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等)の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無の点検</li> <li>・補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転ができるとの確認</li> </ul>	6 M	[12 条点検]
6. 補機附属装置類		6 M	[12 条点検]
a. 蓄電池装置	<p>① 蓄電池装置の点検は、第 5 節「直流電源設備」による。</p> <p>② 連続 3 回以上の始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることの確認</p>	6 M, 1 Y 6 M	[12 条点検]
b. 空気始動装置	<p>① 始動空気槽、空気圧縮機等に変形、損傷、腐食等の有無の点検</p> <p>② 連続 3 回以上の始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることの確認</p> <p>③ 付属の圧力計により始動用空気圧力が適正であるとの確認</p> <p>④ 安全弁の吹出し、吹下りの圧力値が適正であることの確認</p> <p>⑤ 空気圧縮機の潤滑油の漏れ、汚損、変色等の有無及び油量の良否の確認</p> <p>⑥ 始動回数試験後、始動用空気を規定時間内に規定圧力まで充気できることの確認</p>	6 M 6 M 6 M 1 Y 6 M 1 Y	[12 条点検] [12 条点検]
c. 自動充気装置	空気圧縮機等の作動に異常音、異常振動及び過熱がないことの確認。また、自動充気装置の動作状態が適正で上限及び下限の空気圧力が規定値内であることの確認	1 Y	[12 条点検]
d. 燃料タンク			
イ. 屋内タンク、燃料小出タンク	<p>① 燃料タンクの貯油量を油面計により点検、併せて油面計の動作の良否を点検。また、滑車式油面計は、滑車の動作の円滑性、ワイヤー等の損傷の有無を点検</p> <p>② 燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付けボルトの異常の有無を点検</p> <p>③ 燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。</p> <p>④ 燃料タンクのドレンバルブより、燃料油の水分等の有無の確認</p> <p>⑤ 燃料タンク内部のさび、損傷等の有無を点検する。</p>	6 M 6 M 6 M 1 Y 6 Y	[12 条点検] [12 条点検] [12 条点検]

	⑥ 燃料タンクのスラッジの堆積状況を点検する。	6 Y	
■. 地下貯蔵タンク	4.4.1 「オイルタンク」(c) による。 ただし、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク及びタンク内高感度センサーなど漏れの検知装置を有する場合は適用しない。	特記	・特記がない場合は1Yとする。 ただし、設置15年以内のものは3Yとする。
e. 燃料移送ポンプ	① ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することの確認 ② ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトの締め付け状況の確認 ③ 本体及び軸受部分に異常音、異常振動、異常な温度上昇等の有無の点検 ④ 電動機との直結部分又はプーリー間の芯出し及びベルトの張り具合が正常であることの確認 ⑤ 軸封部分からの漏油の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	[12条点検]
f. ガス系統付属機器			
i. ガス昇圧機	① 損傷、油漏れ、水漏れ等の有無の点検 ② 油量の確認 ③ 温度、冷却水流量・温度等を確認し、軸受部の振動の有無の点検 ④ 軸封部等の漏れの有無の点検	6 M 6 M 1 Y 1 Y	[12条点検]
p. 空燃比制御装置	① 制御機器の作動の確認 ② 外観点検を行い、変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	[12条点検]
h. ガス調圧器(レギュレータ)	ガス調圧器を開放し、内部の点検	6 Y	
n. 逆火防止装置(フレームアレスター)	逆火防止装置を開放し、内部の点検	6 Y	
o. 点火装置	① 点火プラグ・コードの点検 ② 分配器(ディストリビュータ)を開放し、内部の点検。ただし、内部点検ができないものは、必要に応じて交換 ③ 高電圧発生器を開放し、内部の点検。内部が点検できないものは、必要に応じて交換	6 M 6 Y 6 Y	
h. ガス混合器(ガスマキサ)	ガス混合器を開放し、内部の点検	6 Y	
g. 冷却水系統地下槽等	① ボールタップ等の自動給水装置の変形、損傷等の有無を点検し、動作が正常であることの確認 ② 地下水槽の水量を確認し、配管等の損傷、漏水等の有無の点検 ③ 冷却水を排出し、内部の清掃及び塗装の実施 ④ 地下水槽のフート弁を分解し、異常の有無の点検 ⑤ 地下水槽内部の清掃、点検が終了後、給水し、給水完了時の水位が規定値であることの確認	6 M 6 M 6 Y 6 Y 6 Y	[12条点検]
h. 冷却塔	① 羽根車の羽根及びサポート等の変形、損傷、さび、腐食等の有無の点検 ② 充填材の汚損の程度の確認	1 Y 1 Y	

	(③) 冷却水中の沈殿物、浮遊物等の有無の点検及び水の透明等の確認 ④ 送風機及びポンプを停止し、散水口の目詰まりの有無の点検 ⑤ 水槽下部の排水管を全開して排水した後、水槽上部より順次下方へと清掃の実施 ⑥ 自然乾燥後に上下水槽の損傷の有無の点検し、金属製水槽の場合は、塗装の状態及びさびの有無の点検 ⑦ ボールタップのフロートへの浸水、変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水の給水、停止の状態の確認 ⑧ フロートスイッチのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水ポンプの電源が正常に入・切することの確認 ⑨ 通風装置のベルトのスリップによる摩耗、縁の切れ、底割れ、側面のひび割れ及び一部欠損の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
i. 冷却水ポンプ	① 圧力計の動作状態の良否の点検、連成計及び圧力計の数値の確認 ② 本体及び軸受部分の異常音、異常振動、温度上昇等の有無の点検 ③ 本体と電動機との直結部分が正常であることの確認。また、軸受部分からの漏水の有無の点検 ④ ポンプの共通ベース及び基礎ボルトの損傷、緩み等の有無の点検	6 M 6 M 6 M 1 Y	[12 条点検]
j. ラジエータ	① 本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無の点検 ② ラジエータコア外面の汚損の有無の点検 ③ 屋外のフード、金網、がらり等のさび、損傷、緩み等の有無の点検 ④ ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無の点検	6 M 6 M 6 M 6 M	[12 条点検]
k. 換気装置	① 給排気ファン等の据付け状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異常音、異常振動等の有無の点検 ② 軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無の点検	6 M 6 M 6 M	[12 条点検]
l. 排気装置	① 支持金具、緩衝装置等に損傷の有無の点検 ② ドレンバルブ又はドレンコックの水分等の除去	6 M 1 Y	[12 条点検]
m. 消音器			
n. 排気管	① 排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離の確認 ② 排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷並びに亀裂の有無の点検 ③ 排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及び亀裂の有無の点検。また、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、貫通部の排気管固定の取付け状態の確認 ④ 室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否の確認	6 M 6 M 6 M 1 Y	[12 条点検]

ハ. 排気ガス処理装置 (三元触媒式 処理装置・脱硝触媒式処理装置・黒煙除去装置・水噴射式処理装置・蒸気噴射式処理装置)	① 装置の変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無の点検 ② 排気ガスを測定し、性能の確認 ③ 制御機器の作動の良否の確認	6 M 6 M 6 M	[12 条点検] ・黒煙除去装置は、フィルターの再生度合いも点検する。
m. 各種配管	① 配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具に緩みが無いことの確認 ② 配管の取付け部及び接続部からの漏れの有無及びバルブの開閉状態が正常の位置にあることの確認 ③ 原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無の点検。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことの確認 ④ 温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることの確認。 なお、点検で取外したパッキンは交換 ⑤ 冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況の確認	6 M 6 M 6 M 1 Y 1 Y	[12 条点検] [12 条点検] [12 条点検]
7. 接地抵抗	① 接地線の断線、腐食等の有無の点検 ② 接地線接続部の取付け状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）の確認 ③ 各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否の確認	6 M 6 M 1 Y	[12 条点検] [12 条点検] ・3.1.5 による。
8. 絶縁抵抗	次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・発電機関係 ・機器及び機側配線 ・電動機類	1 Y	・3.1.4 による。
9. 耐震措置	① ストップバー等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無の点検 ② 基礎ボルト等の変形、損傷及びナットの緩みの有無の点検、耐震措置が適正であることの確認	6 M 6 M	[12 条点検] [12 条点検] ・補機附属装置類も点検・確認すること。
10. 運転機能 a. 無負荷運転	① 始動タイムスケジュール及びシーケンス（自動動作状況）を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることの確認 ② 始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度の測定。ただし、ガスターインは、冷却水の温度測定を除く。また、オイルリング付発電機の場合は、発電機の潤滑油給油口から、内部のオイルリングの作動状況の確認	6 M 6 M	[12 条点検]

	<p>③ 運転中、次の計器類の指示値が規定値内にあることの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電圧（定格電圧の±2.5%以内）</li> <li>・周波数</li> <li>・回転速度（定格回転速度の0～+5%以内）</li> <li>・各部温度</li> <li>・各部圧力</li> </ul> <p>④ ブラシ付発電機の場合は、運転中、発電機ブラシからのスパークの発生状況に異常がないことの確認</p> <p>⑤ 換気装置及び換気口が自家発電装置と連動して作動する場合は、換気装置等が正常に作動することの確認</p> <p>⑥ 運転中に異常音(不規則音)、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無の点検</p> <p>⑦ 自動始動盤の停止スイッチ(復電と同じ状態)による停止試験の実施。ただし、自動停止ができないものは、機側手動停止装置により実施</p> <p>⑧ ガスタービンは、停止回転低下中の回転変化が滑らかで、タービン内部にこすれ音等の異常音の有無の点検</p> <p>⑨ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることの確認</p> <p>⑩ 保護装置を実動作又は模擬動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることの確認</p> <p>⑪ 保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることの確認</p>	6 M	[12 条点検]
b. 保護装置		6 M	
c. 燃料の切替性能		1 Y	<ul style="list-style-type: none"> <li>・模擬動作は、検出部を短絡、模擬信号入力又は動作設定値の一時変更などを行う。</li> <li>・実動作が不適当な項目については、模擬動作で行う。</li> </ul>
d. 実負荷運転	<p>⑫ デュアルフューエル発電設備にあっては、燃料油と燃料ガスの自動的な切替の確認</p> <p>⑬ 発電機の定格出力の30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度</li> <li>・ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス並びに給気の圧力又は温度</li> <li>・ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力</li> <li>・ガスタービンのタービン入口におけるガス温度（出口の温度を測定して、入口のガス温度を算出する方法によるものを含む）及び軸受の出口における潤滑油の温度</li> <li>・原動機の回転速度</li> <li>・燃料消費量</li> <li>・振動（共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅）</li> <li>・背圧測定（ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部）ただし、ガスタービンは、吸排気抵抗値の測定</li> </ul>	1 Y	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実負荷運転の実施が困難な場合は、周期を最大6Yまで延長することができる。</li> <li>・実負荷運転は、「第3節 3.3.15 非常予備電源（自家発電設備）との切換試験」と併せて行うこと。</li> <li>・30%以上の負荷が確保できない場合は、火災が発生した場合において、設計上想定されている負荷を含む送電可能な範囲の最大限の負荷としてもよい。</li> </ul>

	<p>② 発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、温度上昇に問題がないことの確認</p> <p>③ 運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無の点検</p> <p>④ 運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無の点検</p> <p>⑤ 敷地境界線において騒音測定の実施</p> <p>⑥ 発電機停止後、電機子及び軸受の温度の測定</p> <p>⑦ 試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることの確認</p>	1 Y	[12 条点検]
e. 調速機		1 Y	[12 条点検]
	<p>① 瞬時全負荷遮断性能は、発電機定格出力の100%の負荷において、電圧、周波数及び回転速度をそれぞれ定格値に合わせ、発電機用の遮断器を遮断して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認</p> <p>② 瞬時負荷投入性能は、発電機用遮断器にて負荷を投入して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認</p>	1 Y	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100%負荷が確保できない場合は、状況に応じて部分負荷としてもよい。</li> <li>・ 負荷投入率は、製造者の指定値とする。</li> </ul>
f. 予防的な保全策 〔ディーゼル機関・ガス機関に限る。〕	<p>この作業項目は、「d. 実負荷運転」「e. 調速機」を実施しない場合に適用する。</p> <p>① 次の始動補助装置等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予熱栓の断線、変形、絶縁不良等</li> <li>・ 点火栓の電極の消耗、プラグギャップ、カーボンの付着等</li> <li>・ 冷却水ヒーターの断線、過熱等</li> <li>・ 潤滑油プライミングポンプの作動</li> </ul> <p>② 必要により次の部品の交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潤滑油</li> <li>・ 冷却水</li> <li>・ 燃料フィルター</li> <li>・ 潤滑油フィルター</li> <li>・ 冷却ファン駆動用Vベルト</li> <li>・ ゴムホース</li> <li>・ 燃料、冷却水、潤滑油、給気、排気系統や外箱等に用いるシール材</li> <li>・ 始動用の蓄電池</li> </ul>	1 Y 特記	(参考) 消防法の点検要領では、「標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間（製造者が設定する推奨交換期間等）以内に交換する。」としている。
11. 予備品等	<p>① 製造者標準の予備品がそろっていることの確認</p> <p>② 設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることの確認</p> <p>③ 保守工具及び取扱説明書等が備えてあることの確認</p>	6 M	

	⑤ 保護回路の各種保護継電器の設定値に対する動作値を測定し、許容値以内であることの確認 ⑥ 次により無負荷運転試験(展開接続図に基づいて)を実施 ・主回路各部の波形をシンクロスコープ等により測定し、異常がないことの確認 ・電圧、電流等を各指示計器又はシンクロスコープ等により測定し、規定値以内であることの確認 ・運転中、主回路機器の異常音、異臭等の有無の点検	1 Y	
3. 配線、端子	内部配線、端子部の変色、劣化及び緩みの有無の点検	1 Y	
4. 絶縁抵抗	次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・交流入力回路と大地間 ・インバータ主回路と大地間 ・出力回路と他回路大地間	1 Y	・3.1.4による。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.5による。
6. 蓄電池	3.5.3「蓄電池」による。	1 Y	周期は1Yとする。

### 3.6.3 交流無停電電源装置（U P S）（簡易形）

交流無停電電源装置（U P S）（簡易形）の作業項目及び作業内容は、表3.6.3による。

表3.6.3 交流無停電電源装置（U P S）（簡易形）

作業項目	作業内容	周期	備考
交流無停電電源装置（U P S）（簡易形）	① 装置の過熱、ほこり等の付着の状態の確認 ② キャビネットの変形、損傷、変色等の有無の点検 ③ 异常音、異臭等の有無の点検 ④ 支持ボルト等の緩みの有無の点検 ⑤ パネル表示、操作部等の操作及び表示機能の確認 ⑥ 電源電圧（入力電圧・出力電圧）の確認 ⑦ 交流入力電源を停電させ、蓄電池運転への切替え、復電時の切替え、交流直送回路への切替え等の点検 ⑧ 蓄電池について、変形、損傷、亀裂、液漏れ等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	

## 第7節 太陽光発電設備

### 3.7.1 太陽光発電装置

(a) 本項は、電灯・動力設備等の負荷に電力を供給する小規模発電設備の太陽光発電設備で、受変電設備と接続されるものに適用する。ただし、陸屋根等に架台を設け設置され、出力10kW以上のものに限る。

(b) 太陽光発電装置の作業項目及び作業内容は、表3.7.1による。

表 3.7.1 太陽光発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 太陽電池アレイ			
a. 太陽電池モジュール	① 表面、裏面の汚損、損傷等の有無の点検 ② 端子箱の損傷、変形等の有無の点検 ③ フレームの汚損、さび、腐食、損傷、変形等の有無の点検 ④ 太陽電池セルのスネイルトレインの有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
b. コネクタ、ケーブル、電線管	① コネクタの外れ、損傷、変形の有無の点検 ② ケーブルの損傷、変形、汚れ、腐食等の有無の点検 ③ 電線管の損傷、変形、汚損、腐食の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
c. 接地線	腐食、断線、外れ、接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
d. 架台	① 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩みの有無の点検 ② 架台の変形、損傷、さび、腐食等の有無の点検 ③ 基礎のひび割れ、損傷等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
2. 接続箱・集電箱			P C S 内蔵型の接続箱・集電箱を含む。
a. 本体	① 外箱の汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検 ② 固定ボルト等の緩みの有無の点検 ③ 扉の開閉、施錠に異常がないことの確認 ④ 箱内部の雨水、虫類、小動物の侵入の痕跡の有無及び汚損、さび、腐食、損傷、破損、変形の有無の点検 ⑤ 点検上、使用上障害となる不要物が置かれていないことの確認 ⑥ 配線、電線管のきず、汚損、腐食等の有無の点検及び固定状況の確認 ⑦ パッキン、コーティングなどの防水処理に異常がないことの確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
b. 端子台、内部機器（ヒューズ、逆流防止ダイオード、断路器、開閉器、避雷器）	① 端子台、内部機器の電線接続部の緩み、外れの有無の点検 ② ヒューズが設けられている場合、破損、溶断の有無の点検 ③ 逆流防止ダイオードのオープン、ショート故障等の異常の有無の点検 ④ 断路器、開閉器を開閉操作し、確実に操作ができるとの確認 ⑤ 避雷器（サージアブソーバ、S P D、バリスタなど）が設けられている場合、損傷、変色、動作表示の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
c. 接地線	腐食、断線、外れ、接続部の緩みの有無の点検	1 Y	



i. 停電時の動作確認及び投入阻止時間タイマー動作試験	② 運転中に運転スイッチ“切（停止）”で瞬時に停止することの確認 商用電源側の開閉器（受変電設備の開閉器等）を遮断したとき、瞬時に停止することの確認。また、復電したとき、規定時間後に自動復帰することの確認	1 Y	
j. 自立運転機能試験	自立運転に切換えたとき所定の電圧が専用端子（コンセント等）から出力されることの確認	1 Y	機能が設けられている場合に限る。
5. データ収集装置			
a. 本体	① 汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検 ② 運転時の異常音、異常振動、異臭、過熱等の有無の点検 ③ 運転履歴（発電状態、通信状態、エラー履歴等）より、正常に動作していることの確認 ④ 内蔵時計を備えている場合、時計の時刻が正しいことの確認 ⑤ 装置内部の雨水、虫類、小動物の侵入の痕跡の有無及び汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
b. 通信線	断線、接続端子部からの外れの有無の点検	1 Y	
6. 表示装置	① 汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検 ② 取付け状況（支持ボルトの緩み）の確認 ③ 異常音、異常振動、異臭等の有無の点検 ④ 発電電力、発電電力量等の表示内容を確認し、異常のないことの確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
7. センサー類（日射計、気温計等）	① 汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検 ② 定期校正をする。	1 Y 適宜	校正は、特記による

## 第8節 風力発電設備

### 3.8.1 風力発電装置

(a) 本項は、電灯・動力設備等の負荷に電力を供給する小規模発電設備の風力発電設備で、受変電設備と接続されるものに適用する。

(b) 風力発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.8.1 による。

表 3.8.1 風力発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 風車発電装置			
a. 風車等	① 風車の回転状態及び向きの良否の確認 ② 異常振動及び異常音の有無の点検 ③ 回転羽根、尾翼等の損傷及び亀裂の有無の点検 ④ 羽根エッジ部の保護テープのき裂の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	

### 第3章 電気設備

#### 第1節 一般事項

##### 3.1.1 適用

電気設備は、保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。

なお、作業項目、作業内容及び周期が、「保安規程の日次点検、月次点検等の日常巡視点検手入れ」と異なる場合は、保安規程を遵守できるよう調整する。

#### 第2節 電灯・動力設備

##### 3.2.1 電灯・動力

電灯・動力の作業項目及び作業内容は、表3.2.1による。

なお、サーモラベルが貼付されている場合、周期1Mの作業に併せ変色の有無を確認する。

表3.2.1 電灯・動力

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 照明器具	共用部分の点灯状態の確認	1M	
2. 分電盤・照明制御盤	① 異常音の有無の点検	1M	
	② 各開閉器等の開閉状態の確認	1M	
	③ 内蔵タイマーの設定値の確認	1M	
3. 制御盤	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1M	
	② コンデンサの液漏れ、ふくらみ等の有無の点検	1M	
4. 電気自動車用普通充電装置・急速充電装置	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1M	
	② 充電コネクタ・ケーブルの破損、摩耗の有無の点検	1M	

#### 第3節 受変電設備

##### 3.3.1 受変電

(a) 受変電の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に電気主任技術者と協議し、巡視経路を定めて点検する。

なお、異常がある場合は速やかに、施設管理担当者又は電気主任技術者に報告する。

(b) 受変電の作業項目及び作業内容は、表3.3.1による。

なお、低圧母線等でサーモラベルが貼付されている場合、周期1Mの作業に併せ変色の有無を確認する。

表3.3.1 受変電

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 盤類 (配電盤・パイプ フレーム・さく 等)	① 扉の開閉の良否を点検及び施錠の有無の点検	1M	
	② 汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及びさびの有無の点検	1M	
	③ ボルトの緩みの有無の点検	1M	
	④ 雨水浸入、ほこり等の堆積状態の確認	1M	

	⑤ 標識の汚損及び取付け状態の確認	1 M	
-2. 特別高圧機器	<del>温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態の確認</del>	1 D	
3. 高圧機器			
a. 変圧器 (モールド変圧器・油入変圧器)	① 異常音、異臭、異常振動等の有無の点検 ② 油面計による油量及び漏油の有無の点検(油入変圧器に限る。) ③ 非接触放射式温度計により、機器本体及び接続部等の温度測定による過熱の有無の確認	1 W 1 W 1 M	感電等のおそれがある場合、サーモラベル又は目視による接続部等の確認とする。
b. 交流遮断器・断路器・負荷開閉器・電磁接触器	④ B種接地工事の接地線において、低圧電路の漏えい電流の測定 ① 異常音、異臭、漏油等の有無の点検 ② 非接触放射式温度計により、機器本体及び接続部等の温度測定による過熱の有無の確認	1 M 1 D 1 M	感電等のおそれがある場合、サーモラベル又は目視による接続部等の確認とする。
c. 計器用変圧器・変流器	① 汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無の点検 ② 接地線の外れ、断線等の有無の点検 ③ 非接触放射式温度計により、機器本体及び接続部等の温度測定による過熱の有無の確認	1 W 1 W 1 M	感電等のおそれがある場合、サーモラベル又は目視による接続部等の確認とする。
d. 指示計器・表示操作類	① 各計器の表示値の適否の確認 ② 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックの確認	1 D 1 M	
e. 高圧進相コンデンサ・直列リアクトル	① 異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無の点検 ② 非接触放射式温度計により、機器本体及び接続部等の温度測定による過熱の有無の確認	1 W 1 M	感電等のおそれがある場合、サーモラベル又は目視による接続部等の確認とする。
4. 低压機器			
a. 開閉器類 (配線用遮断器・漏電遮断器・電磁接触器)	① 異常音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無の点検 ② 開閉表示状態(指示、点灯)の確認	1 M 1 M	
b. 指示計器・表示操作類	① 各計器の表示値の適否の確認 ② 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認	1 D 1 M	

c. 低圧進相コンデンサ・直列リアクトル	異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無の点検	1 W	
----------------------	-----------------------	-----	--

#### 第4節 自家発電設備

##### 3.4.1 自家発電装置

(a) 自家発電装置の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。

(b) 自家発電装置の作業項目及び作業内容は、表3.4.1による。

表3.4.1 自家発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 自家発電装置	① 燃料油、潤滑油及び冷却水の漏れの有無の点検 ② 潤滑油の油量が適正であることの確認	1 D 1 W	
2. 配電盤	① 配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態をランプチェック等により確認 ② 自家発電装置が始動及び自動運転待機状態(切替スイッチの自動側位置等)にあることの確認	1 M 1 W	・装置搭載盤を含む。
3. 補機附属装置			
a. 始動用蓄電池装置			
i. 整流装置	① 表示灯類の点灯状態の確認 ② 操作、切替スイッチ等の状態の確認	1 D 1 W	
ii. 始動用蓄電池装置	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検 ② 蓄電池の電解液面の点検、最高・最低液面線内にあることの確認 ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。	1 W 1 W	
b. 始動用空気圧縮装置	③ 充電電圧及び蓄電池の総出力電圧の確認 ① 充氣された空気を圧力計指示値により確認 ② 空気槽内の水抜きの実施	1 W 1 W 1 W	
c. 燃料タンク・燃料移送ポンプ等	① タンク、ポンプ及び配管の油漏れ並びに変形、損傷等の有無の点検 ② 適正な油量の確認	1 W 1 W	
d. 冷却水タンク	① タンク、機器及び配管の水漏れ並びに変形、損傷等の有無の点検 ② 冷却水の水量等の確認	1 W 1 W	
e. ラジエータ	① ラジエータ排風口周りの障害物の有無の点検 ② ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無の点検	1 W 1 W 1 W	
f. 換気装置	① 自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であることを手動運転により確認 ② 給・排気ファンが、自家発電装置の運転と連動して運転できることの確認	1 M 1 M	
g. 排気管・消音器	① 排気管等の過熱部周囲に可燃物が置かれていないことの確認 ② 排気管等の支持金具の緩みの有無の点検	1 M 1 M	
h. バルブ	各種バルブの開閉状態の確認	1 M	
4. 試運転	① 試験スイッチを投入して、試運転を行い、始動時間の確認	1 M	

② 運転中、電圧計、周波数計等の計器の指示値が適正であることの確認 ③ 回転数、温度、圧力等を附属の各計器により始動前及び運転時の指示値の確認 ④ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自動始動側に切替えて、運転待機状態にあることの確認	1 M 1 M 1 M
---	-------------------

## 第5節 直流電源設備

### 3.5.1 直流電源装置

- (a) 本節は、商用電源途絶時に、非常用の照明装置（電池別置形）及び受変電設備制御電力を供給する直流電源装置に適用する。
- (b) 直流電源装置の作業項目及び作業内容は、表3.5.1による。

表3.5.1 直流電源装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 整流装置	① 表示灯類の点灯状態の確認 ② 操作、切替スイッチ等の状態の確認	1 D 1 W	
2. 蓄電池	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検 ② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることの確認 ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。 ③ 充電電圧及び蓄電池の総出力電圧の確認	1 W 1 W 1 W	

## 第6節 交流無停電電源設備

### 3.6.1 交流無停電電源装置（UPS）

- (a) 本項は、ネットワークのサーバや中央監視制御装置等の非常用予備電源として使用されるものに適用し、防災負荷の非常用予備電源として使用されるものには適用しない。
- (b) 交流無停電電源装置（UPS）の作業項目及び作業内容は、表3.6.1による。
- ただし、定格出力容量200kVA以下のものとし、第2編3.6.1(b)に定める簡易形を除く。

表3.6.1 交流無停電電源装置（UPS）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 交流無停電電源装置（UPS）			
a. 整流装置・インバータ装置	① 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の有無の点検 ② 各計器の指示値の確認 ③ 表示灯類の点灯状態の確認	1 W 1 D 1 D	
b. 蓄電池	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検 ② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることの確認 ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。 ③ 蓄電池の総出力電圧の確認	1 W 1 W 1 W	

## 第7節 太陽光発電設備

### 3.7.1 太陽光発電装置

(a) 本項は、電灯・動力設備等の負荷に電力を供給する小規模発電設備の太陽光発電設備で、受変電設備と接続されるものに適用する。ただし、陸屋根等に架台を設け設置され、出力10kW以上のものに限る。

(b) 太陽光発電装置の作業項目及び作業内容は、表3.7.1による。

表3.7.1 太陽光発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 太陽電池アレイ	表面の汚れ、破損、変色、落葉等の有無の点検	1M	
2. 接続箱（パワー コンディショナー内蔵型を 含む。）・集電箱	① 外箱の著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形の有無の点検 ② 点検上、使用上障害となる不要物が置かれていないことの確認	1M 1M	
3. 交流集電箱、開閉器箱	第2節 3.2.1「電灯・動力」の分電盤・照明制御盤の当該事項による。	1M	
4. パワーコンディショナ（PCS）	① 外箱の著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損、変形の有無の点検 ② 本体の取付状況（支持ボルトの緩み）の確認 ③ 運転時の異常音、異常振動、異臭、過熱等の有無の点検 ④ 点検上、使用上障害となる不要物が周辺に置かれていないことの確認 ⑤ 表示部に発電異常、エラーメッセージ等の異常表示が無いことの確認	1M 1M 1M 1M 1M	
5. 直流電源設備、交流無停電電源設備	第5節「直流電源設備」、第6節「交流無停電電源設備」の当該事項による。	1M	
6. 発電状況	指示計器又は表示により正常に発電していることの点検	1D	PCS、データ収集装置のどちらで確認してもよい。
7. データ収集装置	① 著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形の有無の点検 ② 運転時の異常音、異常振動、異臭、過熱等の有無の点検 ③ 運転履歴（発電状態、通信状態、エラー履歴等より、正常に動作していること）の確認。	1M 1M 1M	